

住居手当の認定事務について

〈実務マニュアル〉

平成24年3月
高知県教育委員会教育政策課

目 次

◇住居届の事務処理フロー	1
◇根拠規定・支給要件概要・支給額	3
◇支給の始期、終期及び支給額の改定	4
◇認定事務に関する留意事項	5
◇住居届チェックシート	6
◇住居届記入上の注意 他	7
1 職員本人が居住するための借家・借間	
記入上の注意・添付書類	7
記入例1（決裁分）	8
記入例1（本人へ交付分）	9
記入例2	10
建物賃貸契約書の例	11
重要事項説明書の例	13
記入例3 支給要件の喪失	14
2 単身赴任手当受給者の配偶者が居住するための借家・借間	《県教委認定分》
記入上の注意・添付書類	15
記入例4	16

≪ 学校長認定分 ≫

職員本人が居住するための借家・借間に係る住居届

住居届の事務処理フロー

【職 員】	届の記載・提出 届2部 添付書類 チェックシート
-------	-----------------------------------



【学 校】	確認→受理（受付印）→審査→認定 届1部 添付書類 チェックシート 届1部 1部に決裁し、もう1部に校長印（公印）を押印して職員本人に交付する
-------	--



【職 員】	決定書受取 届認定済
-------	---------------

職員保管
〔 届 認定済 〕

認定済の住居届の写を市町村教委に提出する



【市町村教委】	受付（受付印） 届認定済（写）
---------	--------------------



【県 教 委】	給与システム入力 届認定済（写） 入力帳票（住居手当認定簿）
---------	--------------------------------------



【市町村教委】	学校へ ※市町村では保管の必要がありません 届認定済（写） 入力帳票（住居手当認定簿）
---------	---



【学 校】	届認定済（写） 入力帳票（住居手当認定簿）
-------	--------------------------

学校保管

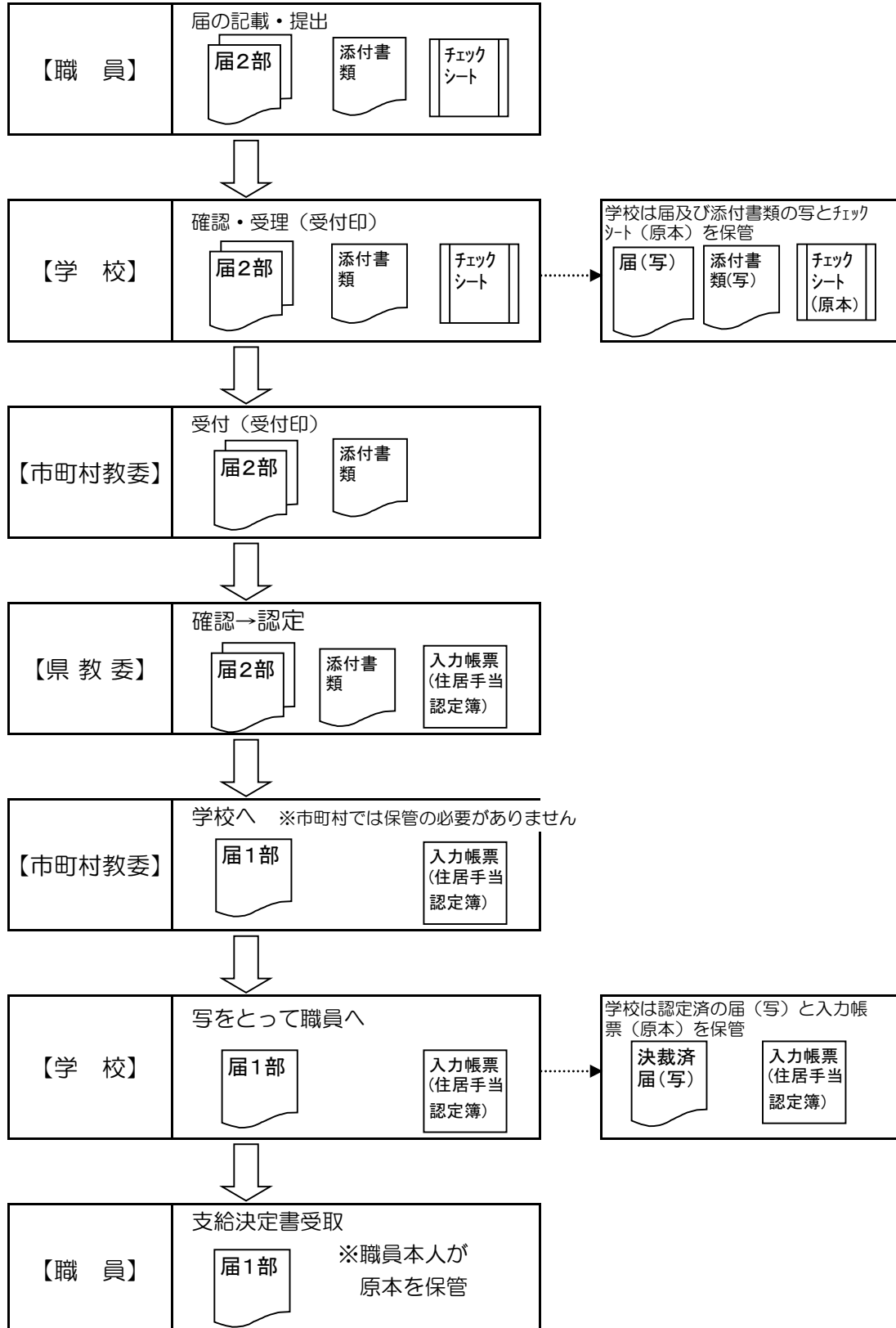
〔 届<決裁済み原本>
 届<交付分（認定済）写>
 添付書類
 チェックシート
 入力帳票 〕

※期限付職員の場合は入力帳票はありません

《県教委認定分》

単身赴任手当受給者の配偶者が居住するための借家・借間に係る住居届

住居届の事務処理フロー



住居手当

【根拠規定】

公立学校職員の給与に関する条例第14条の3
職員の給与の支給等に関する規則第5条の3
住居手当に関する規則

(参照)

教育政策課 給与の広場ホームページ

<http://yairo.kochinet.ed.jp/seisaku/kyuuyo/>

→「諸手当認定事務の手引」→2住居手当

【支給要件概要】

1. 職員が居住するための借家・借間(第1項第1号)
自ら居住するための住宅を**借り受け**、現に当該住宅に**居住し**、月額12,000円を超える**家賃を支払っている職員**
2. 配偶者が居住するための借家・借間(第1項第2号)
単身赴任手当受給職員で、配偶者が居住するための住宅を**借り受け**、現に当該住宅に**配偶者が居住し**、月額12,000円を超える**家賃を支払っている職員**及び権衡職員
* 権衡職員→認定事務の手引き p3参照

【支給額】

住宅	家賃額 他	支給額 (100円未満切捨て)
職員が居住するための借家・借間	月額23,000円以下	家賃額－12,000円
	月額23,000円超 55,000円未満	$(\text{家賃額} - 23,000\text{円}) \div 2 + 11,000\text{円}$
	月額55,000円以上	27,000円
配偶者が居住するための借家・借間	月額23,000円以下	$(\text{家賃額} - 12,000\text{円}) \div 2$
	月額23,000円超 55,000円未満	$\{(\text{家賃額} - 23,000\text{円}) \div 2 + 11,000\text{円}\} \div 2$
	月額55,000円以上	13,500円

【支給の始期、終期及び支給額の改定】

1. 〔住居手当の支給対象者としての要件を新たに具備した場合
支給額を変更すべき事実が生じた場合〕

↓
その事実が生じた日の属する月の翌月から(その日が月の初日であるときは、その日の属する月から)支給を開始、又は支給額を改定する。

但し、届出が事実の生じた日から15日を経過した後になされた場合、支給の開始又は増額改定は、届出を受理した日の属する月の翌月(受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月)から。

2. 住居手当の支給対象者としての要件を欠いた場合

↓
その事実が生じた日の属する月まで(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月まで)支給する。

例	事実発生日	学校受付日	支給始期・終期
新規認定 増額改定	H20年4月1日	H20年4月16日	H20年4月から
		H20年4月17日	H20年5月から
		H20年5月2日	H20年6月から
同額、減額改定	H20年4月1日	H20年4月16日	H20年4月から
		H20年4月17日	H20年4月から
支給要件喪失	H20年4月1日	H20年4月16日	H20年3月まで
		H20年5月1日	H20年3月まで
新規認定 増額改定	H20年6月3日	H20年6月18日	H20年7月から
		H20年6月19日	H20年7月から
		H20年7月2日	H20年8月から
同額、減額改定	H20年6月3日	H20年6月18日	H20年7月から
		H20年6月19日	H20年7月から
支給要件喪失	H20年6月3日	H20年6月18日	H20年6月まで
		H20年7月1日	H20年6月まで

* 届出の理由が「転居」になる場合と「支給要件喪失+新規」となる場合の違い
要件喪失と要件具備が引き続くかどうかによる

(例) 手当額20,000円の借家Aから手当額27,000円の借家Bへ

8月6日引越し

届出理由
転居
8月6日

受付 9月1日まで 8月まで20,000円 9月から27,000円
9月2日～10月1日 9月まで20,000円 10月から27,000円
以降 27,000円の支給開始は遅れるが、20,000円は支給される。

↓

これを分けて届けると、15日経過後の受付の場合に不利益となることがある。

届出理由
要件喪失
(A退去)
8月6日

+

届出理由
新規
(B入居)
8月6日

受付 9月1日まで 8月まで20,000円
9月から27,000円
9月2日～10月1日 8月まで20,000円
10月から27,000円
以降 Aの終期(8月まで)は変わらず、Bの
始期が遅れ、その間は支給なしとなる。

但し、8月1日～6日の間のAの家賃が家主の好意により無料であった場合等、支給要件が
引き続かないときは、当然分けて届ける必要がある。

届出理由
要件喪失
(A支払いなし)
8月1日

+

届出理由
新規
(B入居)
8月6日

受付 9月1日まで 7月まで20,000円
9月から27,000円
9月2日～10月1日 7月まで20,000円
10月から27,000円
以降 Aの終期(7月まで)は変わらず、Bの
始期が遅れ、その間は支給なし。

住居手当認定事務に関する留意事項

特に留意していただきたい事項をまとめました。適正な事務処理をお願いします。

○事実発生日

- ・ 住居手当の支給要件を具備するに至った日とは、借家・借間の住居手当の場合は「借受」「支払」「居住」の要件のすべてを満たすに至った最初の日をいう。
- ・ 届出の理由が生じた年月日を確実に記入させること。

○家賃月額（借家・借間）

- ・ 駐車場代や共益費等が「込み」になっている場合、これらの経費は住居手当の家賃には含まれないので、それぞれの区分について貸主の証明書をもらい、それにより、経費を除いた額で認定する。区分ができない場合は込みの額で認定するが、その場合も、区分できない旨の証明書が必要であるので注意すること。
- ・ 家賃等月額及び開始日が記入されていること。

○領収書（借家・借間）

- ・ 契約した月、又は入居した月、届出の理由が生じた月の家賃の領収書（写）を添付させること。
- ・ 手当受給の借家からの月の途中の転居のときは、転居前の住宅にかかるその月の家賃の領収書（写）を添付させること。

○支給額（手当認定額）

- ・ 支給額は 100 円未満切り捨てとなっているので、算定後、10 円単位の額を記入しないこと。

例：家賃 51,500 円の場合

$$(51,500 - 23,000) \div 2 + 11,000 = 25,250 \text{ 円}$$

⇒25,200 円（支給額）

○住民票（自宅）

- ・ 世帯主や続柄が確認できる「世帯全員」の住民票を添付させること。

○決定欄の記入

- ・ 新規認定・増額改定の場合と、同額・減額改定の場合とでは、学校受付日によって支給の始期が違ってくるがあるので注意すること。

※単身赴任手当受給者の配偶者が居住するための住居に係る住居届は、従前どおり県教育委員会が認定を行いますので、添付書類とともに提出してください。

住居届チェックシート		(○届出者・事務担当者チェック項目。◎は事務担当者のみ)
共通項目	○ 提出日 ○ 勤務公署 ○ 職員番号 ○ 職名 ○ 氏名 ☐ 各項目が抜かりなく記入されているか ○ 申請者印 ☐ 2部ともに押印されているか ○ 届出の理由 ☐ 該当するものにレ印を付けているか ○ 届出の理由が生じた年月日 ☐ 事実発生年月日として正確な日付が記入されているか ☐ 受給:借家の場合 借主・支払・居住の要件がそろった日 ☐ 支給要件喪失:上記各々の要件のひとつでも欠くこととなった日 ◎ 学校受付印(内容に不備がなければ押印する) * 支給の始期・終期に関わるので注意 ☐ 2部ともに押印されているか	
	○ 全項目 ☐ (記入例を参照し)抜かりなく記入されているか ☐ 住宅の所有者、住宅の貸主との続柄が記入されているか(他人の場合は他人と記入する) ☐ 住宅の借主 該当するものにレ印が付いているか ☐ 家賃等の月額(駐車場代・共益費等を除いた金額)が記入されているか ☐ 契約書(等)の記載内容と合っているか ○ 添付書類 ☐ 契約書の写しは全頁揃っているか(重要事項説明書だけでは不可) ☐ 契約書が作成されていない場合は、借家契約証明書が添付されているか ☐ 契約書に駐車場代・共益費等が「込み」で記載されている場合は、それぞれの区分についての貸主の証明が添付されているか(内訳金額、または区分できない旨の証明) ☐ 領収書等は写しが添付されているか(原本は添付しない) ☐ 領収書を添付できず預金通帳の写しを添付する場合は表紙部分もあわせて添付されているか ☐ 手当受給の借家からの月の途中の転居または要件喪失の場合は、その月の領収書等が添付されているか(事実発生年月日が月の初日の場合のみ不要)	
その他	○ 入居日と通勤届の事実発生日との整合性(通勤届チェックシート参照) *ほとんどの場合通勤届の提出が必要です。できるだけ同時期に提出してください。	

1 職員本人が居住するための借家・借間（第1項第1号）

【住居届記入上の注意】

① 提出日 ＝ 職員が所属に提出する日

② 届出の理由

新規;住居手当を受給していない者が新たに受給しようとする場合

転居;住居手当を受給していた者が転居し、転居先での住居手当を受給しようとする場合

③ 届出の理由が生じた年月日

a.受給の場合 ＝ 借り受け、居住、家賃支払いという要件すべてを満たした日

(「契約の開始年月日」「住宅への入居年月日」「家賃等月額を開始年月日」のうち最も遅い日付)

b.喪失の場合 ＝ 要件がひとつでも欠けた日

④ 住宅の所有者、住宅の貸主

契約書(等)により確認し、記入する(氏名・続柄・住所)

続柄;親族としての関係のない者は「他人」と記入する(空欄としない)

親族の場合は支給要件に注意する

認定事務の手引 p1～参照

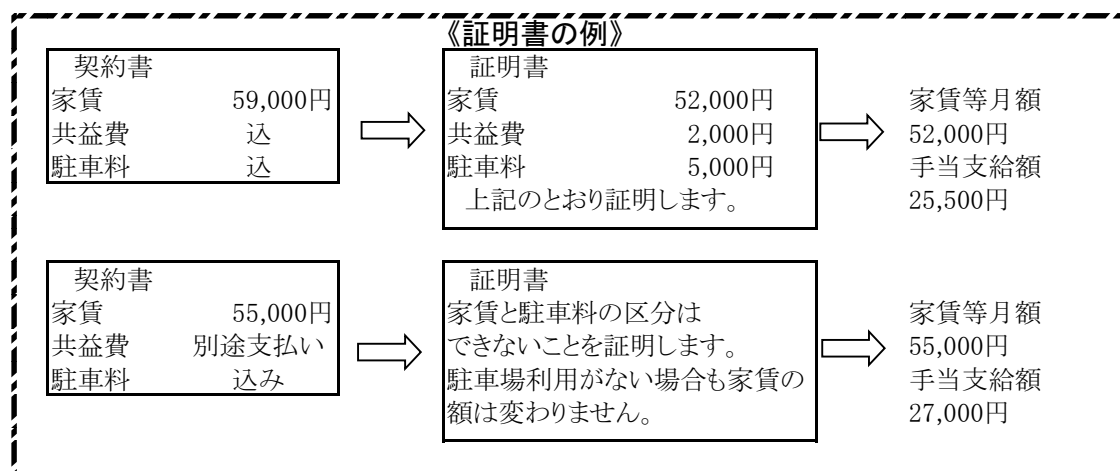
⑤ 住宅の借主

共同名義人がいる場合は支給要件に注意する

⑥ 家賃等月額

駐車場代、共益費等は家賃には含まれないので、除いた金額を記入する

(契約書に駐車場代、共益費等込みの金額しか記載されていない場合は、その区分についての貸主の証明書が必要)



※ 光熱水費、食費等が含まれている場合で家賃に相当する額の算出が困難なときは、含めた額を記入し、該当するものにチェックする。その場合の家賃に相当する額は下の額となる。

- ・ 電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額
- ・ 食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額

※ 家主の好意等により契約の開始後一定期間家賃が無料であった場合は支払いの開始した日付が「家賃等月額を開始年月日」となる

【添付書類】

○受給のとき

1. 貸借契約書の写(契約書が作成されていない場合は、契約に関する当該住宅の貸主の証明書)
2. 領収書の写等支払いを証明する書類(契約した月、又は入居した月のもの)

(ケースにより必要とする添付書類)

- ・ 家賃等の額に共益費、駐車場代等手当の対象家賃とされない費用が含まれている場合は、それぞれの区分についての貸主の証明書(上記⑥参照)
- ・ 月の途中で退去した場合は、その月の領収書(写)等支払いを証明する書類
- ・ 生計を主として支えていることを確認する必要がある場合は職員及び世帯員の所得証明書等

その他必要に応じ添付すること

○要件喪失のとき

1. 月の途中の場合は、その月の領収書の写等支払を証明する書類

2 単身赴任手当受給職員の配偶者が居住するための借家・借間（第1項第2号）

【住居届記入上の注意】

① 提出日 = 職員が所属に提出する日

「配偶者」⇒権衡職員にあつては、「満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」（以下同じ）

② 届出の理由

新規；単身赴任手当受給職員の配偶者が居住するための住宅にかかる住居手当を受給していない者が新たに受給しようとする場合

転居；単身赴任手当受給職員の配偶者が居住するための住宅にかかる住居手当を受給している者の配偶者が転居し、転居先での同手当を受給しようとする場合
（＊単身赴任手当に係る届出も必要）

③ 届出の理由が生じた年月日

a. 受給の場合

単身赴任手当受給職員で、配偶者が居住するための住宅について、
借り受け、支払い、居住の要件すべてを満たした日
（単身赴任手当を支給される職員となった日、「契約の開始年月日」「家賃等月額開始年月日」「住宅への入居年月日」のうち最も遅い日）

b. 喪失の場合

要件がひとつでも欠けた日

④ 住宅の所有者、住宅の貸主

契約書（等）により確認し、記入する（氏名・続柄・住所）

続柄；親族としての関係のない者は「他人」と記入する（空欄としない）
親族の場合は支給要件に注意する

⑤ 住宅の借主

共同名義人がいる場合は支給要件に注意する

⑥ 家賃等月額

駐車場代、共益費等は家賃には含まれないので、除いた金額を記入する
（契約書に駐車場代、共益費等込みの金額しか記載されていない場合は、その区分についての貸主の証明書が必要）

光熱水費、食費等が含まれている場合で家賃に相当する額の算出が困難なときは、含めた額を記し、該当するものにチェックする。その場合の家賃に相当する額は下の額となる。

- ・電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額
- ・食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額

【添付書類】

○受給のとき

1. 貸借契約書の写（契約書が作成されていない場合は、契約に関する当該住宅の貸主の証明書）
2. 領収書の写等支払いを証明する書類（契約した月、又は入居した月のもの）

（ケースにより必要とする添付書類）

- ・家賃等の額に共益費、駐車場代等手当の対象とされない費用が含まれている場合は、それぞれの区分についての貸主の証明書
- ・月の途中で退去した場合は、その月の領収書（写）等支払いを証明する書類
- ・生計を主として支えていることを確認する必要がある場合は職員及び世帯員の所得証明書等

○要件喪失のとき

1. 月の途中の場合は、その月の領収書（写）等支払を証明する書類

その他必要に応じ添付すること

※ 自らが居住していた住宅（借間・借家）に係る住居手当を受給していた職員が、引き続き当該住宅について配偶者が居住するための住宅（借間・借家）に係る手当を受けようとする場合の添付書類は、単身赴任手当に係る添付書類として提出した住民票の写でよい。なお、自らが居住するための住宅に係る住居届（転居or要件喪失）も必要となる。

別記第1号様式(第5条関係)

住 居 届

1

(平成23年8月15日提出)

〇〇市立〇〇小学校長 様	勤務公署	〇〇市立〇〇小学校		
	職員番号	333333	氏名	高知 太郎
	職 名	教諭		

印

住居手当に関する規則第5条第1項の規定により、居住の実情を届け出ます。

届出の理由（該当するものの□にレ印を付ける。）

- 2 1 新規（第1項第1号 □ 第1項第2号）
□ 2 支給要件の喪失（□ 第1項第1号 □ 第1項第2号）
□ 3 転居（1又は2に該当する場合を除く。）
□ 4 契約関係の変更
□ 5 家賃の額の改定
□ 6 その他（ ）

届出の理由が生じた年月日（平成23年8月5日）

3

住居手当の条項第1項第1号	契約の開始	平成23年8月1日から	住宅への入居年月日	平成23年8月5日
	住宅の所在地	高知市〇〇町2丁目3-45		
	住宅の所有者	土佐 花子 続柄（他人）	住 所	高知市〇〇町1丁目11-1
	住宅の貸主	土佐 花子 続柄（他人）	住 所	高知市〇〇町1丁目11-1
	住宅の借主	□本人 □扶養親族 続柄（ ） 共同名義人が□いない □いる { 続柄（ ） （ ） }		
住居手当の条項第1項第2号	家賃等	月額 52,000円 （23年8月1日から）	左記の家賃等には □電気、ガス又は水道の料金が含まれている（光熱費込みの下宿代） □食費等が含まれている（賄い付きの下宿代）	
	契約の開始	年 月 日から	住宅への入居年月日	年 月 日
	住宅の所在地			
	住宅の所有者	続柄（ ）	住 所	
	住宅の貸主	続柄（ ）	住 所	
住宅の借主	□本人 □扶養親族 続柄（ ） 共同名義人が□いない □いる { 続柄（ ） （ ） }			
家賃等	月額 年 月 日から	左記の家賃等には □電気、ガス又は水道の料金が含まれている（光熱費込みの下宿代） □食費等が含まれている（賄い付きの下宿代）		

借家・借間（住居手当の条項第1項第1号）

借家・借間（住居手当の条項第1項第2号）

上記のとおり

確認する。

□確認し、住居手当に関する規則第7条に規定する家賃の額に相当する額は、円である
と算定する。（住居手当の条項第1項第1号）□確認し、住居手当に関する規則第7条に規定する家賃の額に相当する額は、円である
と算定する。（住居手当の条項第1項第2号）

平成23年8月〇日

職名 〇〇市立〇〇小学校長

氏名

◇◇◇ 印

取扱者 認 印	校 長	教 頭		係

備 考	支給の始期	(家賃等の認定額) 手当認定額	支給の終期
	23年9月から	(52,000 円) 25,500 円	年 月 まで

記入上の注意

- 1 「届出の理由」欄の新規及び支給要件の喪失については、届出に係る住宅の種類に応じて、職員が居住する借家・借間にあつては第1項第1号、単身赴任手当を支給される職員の配偶者等が居住する借家・借間にあつては第1項第2号のそれぞれ該当するものの□にレ印を付ける。
- 2 「家賃等」欄は、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付き住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含まないものを記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合（例：光熱費込みの下宿代）又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合（例：賄い付きの下宿代）で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額（光熱費込みの下宿代又は賄い付きの下宿代）を記入して差し支えない。
- なお、この場合は、該当するものの□にレ印を付ける。

別記第1号様式(第5条関係)

住 居 届

1

(平成23年8月15日提出)

〇〇市立〇〇小学校長	勤務公署	〇〇市立〇〇小学校		
	職員番号	333333	氏名	高知 太郎
	職 名	教諭		

印

住居手当に関する規則第5条第1項の規定により、居住の実情を届け出ます。

届出の理由（該当するものの□にレ印を付ける。）

- 2 1 新規（第1項第1号 □ 第1項第2号）
□ 2 支給要件の喪失（□ 第1項第1号 □ 第1項第2号）
□ 3 転居（1又は2に該当する場合を除く。）
□ 4 契約関係の変更
□ 5 家賃の額の改定
□ 6 その他（ ）

届出の理由が生じた年月日（平成23年8月5日）

3

住居手当の条項第1項第1号	契約の開始	平成23年8月1日から	住宅への入居年月日	平成23年8月5日
	住宅の所在地	高知市〇〇町2丁目3-45		
	住宅の所有者	土佐 花子	続柄（他人）	住所 高知市〇〇町1丁目11-1
	住宅の貸主	土佐 花子	続柄（他人）	住所 高知市〇〇町1丁目11-1
	住宅の借主	□本人 □扶養親族 続柄（ ） 共同名義人が□いない □いる { 続柄（ ） （ ） }		
住居手当の条項第1項第2号	家賃等	月額 52,000円 (23年8月1日から)	左記の家賃等には □電気、ガス又は水道の料金が含まれている(光熱費込みの下宿代) □食費等が含まれている(賄い付きの下宿代)	
	契約の開始	年 月 日から	住宅への入居年月日	年 月 日
	住宅の所在地			
	住宅の所有者	続柄（ ）	住所	
	住宅の貸主	続柄（ ）	住所	
住宅の借主	□本人 □扶養親族 続柄（ ） 共同名義人が□いない □いる { 続柄（ ） （ ） }			
家賃等	月額	円	左記の家賃等には □電気、ガス又は水道の料金が含まれている(光熱費込みの下宿代) □食費等が含まれている(賄い付きの下宿代)	
	(年 月 日から)			

4

5

6

借家・借間（住居手当の条項第1項第1号）

借家・借間（住居手当の条項第1項第2号）

上記のとおり

確認する。

□確認し、住居手当に関する規則第7条に規定する家賃の額に相当する額は、円である
と算定する。（住居手当の条項第1項第1号）□確認し、住居手当に関する規則第7条に規定する家賃の額に相当する額は、円である
と算定する。（住居手当の条項第1項第2号）

平成23年8月〇日（←決裁後、本人交付分と同日を記入）

職名

氏名

印

取扱者	校長	教頭		係
	印	印		印
認印				

備考	支給の始期	(家賃等の認定額) 手当認定額	支給の終期
	23年9月から	(52,000円) 25,500円	年 月 まで

記入上の注意

- 1 「届出の理由」欄の新規及び支給要件の喪失については、届出に係る住宅の種類に応じて、職員が居住する借家・借間にあつては第1項第1号、単身赴任手当を支給される職員の配偶者等が居住する借家・借間にあつては第1項第2号のそれぞれ該当するものの□にレ印を付ける。
- 2 「家賃等」欄は、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付き住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含まないものを記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合（例：光熱費込みの下宿代）又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合（例：賄い付きの下宿代）で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額（光熱費込みの下宿代又は賄い付きの下宿代）を記入して差し支えない。
- なお、この場合は、該当するものの□にレ印を付ける。

記入例2 借家②（決裁分）

別記第1号様式(第5条関係)

学校
受付印

住 居 届

1

(平成23年7月7日提出)

〇〇市立〇〇小学校長	勤務公署	〇〇市立〇〇小学校		
	職員番号	333333	氏名	高知 太郎
	職 名	教諭		

住居手当に関する規則第5条第1項の規定により、居住の実情を届け出ます。

配偶者、父母又は配偶者の父母で、扶養親族でない者が所有し、又は借り受けている住宅を借り受け、そこに同居している職員は適用除外される。

その他、適用除外職員については 認定事務の手引 p1 参照
別棟住宅の取扱いについて " p7 質疑参照

月 28 日

住居手当の条項第1項第1号	契約の開始	平成23年3月1日から	住宅への入居年月日	平成23年6月28日
	住宅の所在地	高知市〇〇町2丁目3-45		
	住宅の所有者	土佐 花子	続柄(他人)	住所 高知市〇〇町1丁目11-1
	住宅の貸主	土佐 花子	続柄(他人)	住所 高知市〇〇町1丁目11-1
	住宅の借主	☒ 本人 ☐ 扶養親族 続柄() 共同名義人がいない ☒ 続柄()		
住居手当の条項第1項第2号	家賃等	借主 職員本人 職員の扶養親族 → 居住し、家賃を支払っている職員		
	月額	55,000円	(23年3月1日から)	
	契約の開始	年 月	配偶者等との共同名義による借り受け等の事例については 認定事務の手引 p1 注2 参照	
	住宅の所在地			
	住宅の所有者			
住宅の貸主	続柄() 住所			
住宅の借主	☐ 本人 ☐ 扶養親族 続柄() 共同名義人がいない ☐ 続柄()			
家賃に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 ☐ いる { 続柄() 55,000×90/100=49,500 等には () ガス又は水道の料金が含まれている(光熱費込みの下宿代) ☐ 食費等が含まれている(賄い付きの下宿代)				

☒ 借家・借間 (住居手当の条項第1項第1号)☐ 借家・借間 (住居手当の条項第1項第2号)

上記のとおり

☐ 確認する。☐ 確認し、住居手当に関する規則第7条に規定する家賃の額に相当する額は、 円である
と算定する。(住居手当の条項第1項第1号)☒ 確認し、住居手当に関する規則第7条に規定する家賃の額に相当する額は、 49,500 円である
と算定する。(住居手当の条項第1項第2号)

平成〇〇年〇月〇日 (←決裁後、本人交付分と同日を記入)

職名

氏名

印

取扱者

校 長

教 頭

係

認 印

印

印

印

備 考

※ (本人へ交付分) の例示は省略

支給の始期

(家賃等の認定額)
手当認定額

支給の終期

23年7月から

(49,500 円)
24,200 円

年 月 まで

記入上の注意

1 「届出の理由」欄の新規及び支給要件の喪失については、届出に係る住宅の種類に応じて、職員が居住する借家・借間にあつては第1項第1号、単身赴任手当を支給される職員の配偶者等が居住する借家・借間にあつては第1項第2号のそれぞれ該当するものの□にレ印を付ける。

2 「家賃等」欄は、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付き住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含まないものを記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合(例:光熱費込みの下宿代)又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合(例:賄い付きの下宿代)で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額(光熱費込みの下宿代又は賄い付きの下宿代)を記入して差し支えない。

なお、この場合は、該当するものの□にレ印を付ける。

記入例3 要件喪失

別記第1号様式(第5条関係)

学校
受付印

住居届 1

(平成23年5月9日提出)

〇〇市立〇〇小学校長様	勤務公署	〇〇市立〇〇小学校		
	職員番号	333333	氏名	高知 太郎
	職名	教諭		

住居手当に関する規則第5条第1項の規定により、居住の実情を届け出ます。

届出の理由(該当するものの□にレ印を付ける。)

2

☒ 1 新規 (□ 第1項第1号 □ 第1項第2号)
☒ 2 支給要件の喪失 (☒ 第1項第1号 □ 第1項第2号)
☐ 3 転居 (1又は2に該当する場合を除く。)
☐ 4 契約関係の変更
☐ 5 家賃の額の改定
☐ 6 その他 ()

3

届出の理由が生じた年月日 (平成23年5月1日)

住居手当の条項第1項第1号

住居手当の条項第1項第2号

支給要件喪失の場合 記入不要

※借家・借間からの月の途中の退去の場合、その月の領収書等支払いを証明する書類を添付する

☒ 借家・借間 (住居手当の条項第1項第1号)
☐ 借家・借間 (住居手当の条項第1項第2号)
上記のとおり ☒ 確認する。

☐ 確認し、住居手当に関する規則第7条に規定する家賃の額に相当する額は、円である
と算定する。(住居手当の条項第1項第1号)
☐ 確認し、住居手当に関する規則第7条に規定する家賃の額に相当する額は、円である
と算定する。(住居手当の条項第1項第2号)

平成〇〇年〇月〇日 (←決裁後、本人交付分と同日を記入)

職名氏名国

取扱者	校長	教頭		係
認印	印	印		印

備考	支給の始期	(家賃等の認定額) 手当認定額	支給の終期
※ (本人へ交付分) の例示は省略	年 月から	(円) 円	23年4月まで

記入上の注意

1 「届出の理由」欄の新規及び支給要件の喪失については、届出に係る住宅の種類に応じて、職員が居住する借家・借間にあつては第1項第1号、単身赴任手当を支給される職員の配偶者等が居住する借家・借間にあつては第1項第2号のそれぞれ該当するものの□にレ印を付ける。

2 「家賃等」欄は、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付き住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含まないものを記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合(例：光熱費込みの下宿代)又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合(例：賄い付きの下宿代)で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額(光熱費込みの下宿代又は賄い付きの下宿代)を記入して差し支えない。

なお、この場合は、該当するものの□にレ印を付ける。

記入例4 借家①（配偶者居住）

学校
受付印

別記第1号様式(第5条関係)

住居届

1

(平成23年4月14日提出)

高知県教育委員会様	勤務公署	〇〇市立〇〇小学校		
	職員番号	333333	氏名	高知 太郎
	職名	教諭		

住居手当に関する規則第5条第1項の規定により、居住の実情を届け出ます。

届出の理由（該当するものの□にレ印を付ける。）

- 2 ☒ 1 新規（□ 第1項第1号 ☒ 第1項第2号）
☐ 2 支給要件の喪失（□ 第1項第1号 □ 第1項第2号）
☐ 3 転居（1又は2に該当する場合を除く。）
☐ 4 契約関係の変更
☐ 5 家賃の額の改定
☐ 6 その他（ ）

届出の理由が生じた年月日（平成23年4月1日）

住居手当の条項第1項第1号	契約の開始	年 月 日から		住宅への入居年月日	年 月 日
	住宅の所在地				
	住宅の所有者	続柄（ ）		住所	
	住宅の貸主	続柄（ ）		住所	
	住宅の借主	☐ 本人 ☐ 扶養親族 続柄（ ）		共同名義人が□いない □いる	{ 続柄（ ） () }
	家賃等	月額 (年 月 日から)	左記の家賃等には ☐ 電気、ガス又は水道の料金が含まれている(光熱費込みの下宿代) ☐ 食費等が含まれている(賄い付きの下宿代)		
住居手当の条項第1項第2号	契約の開始	平成22年8月1日から		住宅への入居年月日	平成22年8月5日
	住宅の所在地	高知市〇〇町2丁目3-45			
	住宅の所有者	土佐 花子 4 続柄(他人)		住所	高知市〇〇町1丁目11-1
	住宅の貸主	土佐 花子 続柄(他人)		住所	高知市〇〇町1丁目11-1
	住宅の借主	☒ 本人 ☐ 扶養親族 続柄（ ）		共同名義人が□いない □いる	{ 続柄（ ） () }
	家賃等	月額 52,000円 (22年8月1日から)	左記の家賃等には ☐ 電気、ガス又は水道の料金が含まれている(光熱費込みの下宿代) ☐ 食費等が含まれている(賄い付きの下宿代)		

☐ 借家・借間（住居手当の条項第1項第1号）☐ 借家・借間（住居手当の条項第1項第2号）

上記のとおり

☐ 確認する。☐ 確認し、住居手当に関する規則第7条に規定する家賃の額に相当する額は、円である
と算定する。（住居手当の条項第1項第1号）☐ 確認し、住居手当に関する規則第7条に規定する家賃の額に相当する額は、円である
と算定する。（住居手当の条項第1項第2号）

年 月 日

職名

氏名

印

取扱者	校長	教頭		係
認印				

備考

支給の始期

(家賃等の認定額)
手当認定額

支給の終期

年 月から

(円)
円

年 月まで

記入上の注意

- 1 「届出の理由」欄の新規及び支給要件の喪失については、届出に係る住宅の種類に応じて、職員が居住する借家・借間にあつては第1項第1号、単身赴任手当を支給される職員の配偶者等が居住する借家・借間にあつては第1項第2号のそれぞれ該当するものの□にレ印を付ける。
- 2 「家賃等」欄は、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付き住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含まないものを記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合（例：光熱費込みの下宿代）又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合（例：賄い付きの下宿代）で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額（光熱費込みの下宿代又は賄い付きの下宿代）を記入して差し支えない。
- なお、この場合は、該当するものの□にレ印を付ける。

賃貸契約書の例

建物賃貸契約書

賃貸人 土佐花子 (以下「甲」という。) と賃借人 高知太郎 (以下「乙」という。) は重要事項説明書確認のうえ、下記条項により本賃貸契約を締結する。

甲は、下記表示物件 (以下「本物件」という。) を乙に賃貸する。

所在地	高知市〇〇町2丁目3-45		
名称	〇〇マンション 1階 101号室	駐車場	1番
延べ面積	45㎡	構造	鉄筋コンクリート

(使用目的)

第1条 乙は本物件を下記の目的のみに使用し、下記人員が居住する。

使用目的	居住用	入居人員	1名
------	-----	------	----

(賃貸借期間)

第2条 本賃貸借契約の期間は、下記のとおりとする。ただし、期間満了時まで
に甲乙いずれか一方又は双方より、別段の申し出のないときは本契約は同一条件
で更新されたものとし、以後も同様とする。

契約期間	平成23年8月1日より 平成24年7月31日まで
------	--------------------------

(賃料共益費等)

第3条 1ヶ月の賃料、駐車料及び共益費は下記のとおりと定め、乙は甲に対し
毎月末日までに翌月分を甲の指定する方法により支払う。なお、賃料、駐車料
及び共益費は入居のときは日割とし明渡のときは幾日に出ようとも1か月分
とする。

賃料	金. 59,000円也	駐車料	金. 込み 円也
共益費	金. 込み 円也	消費税	金. — 円也
振込先	××銀行〇〇支店 土佐花子名義 普通口座 0123456		

(敷金)

第4条 敷金は下記のとおりと定め・・・・・・・・・・

(賃料等の改訂)

第5条 次のいずれかに該当する事項で、その必要があると認められるときは、・・・

(諸経費の負担)

第6条 電気・ガス・水道等使用消耗料金及び衛生・防火・防犯・町内会費その他
通常世帯主として負担すべき費用は乙の負担とする。

(修繕・賠償)

第7条 次の各号に挙げる修繕等・・・・・・・・・・は乙の負担とする。

(善管注意義務)

第8条 乙は本物件を善良なる管理者として・・・・・・・・・・

(禁止事項)

第9条 乙は甲の承諾を得ず次の各号の一に該当する行為は・・・・・・・・

(連絡・承諾)

第10条 乙は次の各号に該当する場合には直ちに甲に通知しなければ・・・・

(解約予約)

第11条 甲又は乙は本契約を解除しようとする場合・・・・・・・・

・
・
・

特 約

乙が本契約を平成24年7月31日までに解約する場合は、損害金として
金 円也を甲に支払わなければならない。

上記契約の締結を証する為本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成23年8月1日

甲（賃貸人）	住 所	高知市〇〇町1丁目11-1
	氏 名	土 佐 花 子 印
乙（賃借人）	住 所	高知市××町2丁目2-22
	氏 名	高 知 太 郎 印
連帯保証人	住 所	〇〇〇〇〇〇〇〇
	氏 名	〇〇〇〇〇〇〇〇 印
連帯保証人	住 所	××××××××
	氏 名	×××××××× 印
媒介業者		高知県知事免許
	所在地	△△△△△△△△△ 電話
	商 号	××不動産有限公司 代表者××××印
取引主任者		登録番号 号
	住 所	××××××××
	氏 名	×××××××× 印

重要事項説明書の例

重 要 事 項 説 明 書
(居住用共同住宅・普通型賃貸借専用)

平成 23 年 8 月 1 日

高 知 太 郎 殿

下記の不動産について、宅地建物取引業法第 35 条の規定に基づき、次のとおり説明します。
この内容は重要ですから、不明の点は質問のうえ、十分理解されますようお願いします。

免許証番号 国土交通大臣・高知県知事 第 号
事務所所在地 ××××××××
商号(名称) ××不動産有限会社
代表者氏名 ×××× 印

取引主任者氏名
○○○○ 印
登録番号 号

取引態様		賃貸借の・媒介(仲介)・代理		所有権以外の権利に関する事項		
物件の所在	所在地	高知市〇〇町2丁目3-45		1. 抵当権の設定(有・無) 2.		
	種類	マンション				
	名称 構造 面積	(建物の名称) 〇〇マンション (構造) 鉄筋コンクリート 造 4階建 1階 101号室 約45㎡				
貸主 (住所) 高知市〇〇町1丁目11-1 (氏名) 土佐花子 (所有者) (代理人)						
契約条件	賃料	月額 52,000 円		設備	ガス 水道 電気 台所 便所 浴室 電話 エレベーター 冷・暖房 駐車場	都市・ LP ・メーター 公 ・私営・メーター
	共益費	月額 2,000 円				
	駐車料金	月額 5,000 円				
	消費税	円				
	敷金	¥ 104,000 円				
	保証金	円				
	入居人員	1名				
	契約期間	平成23年 8月 1日から 平成24年 7月 31日まで				
	・					
	・					
・						
違約金又は損害金等						

上記の事項について説明を受け、この重要事項説明書1部を受領しました。

住 所 高知市××町2丁目2-22
氏 名 高 知 太 郎 印